

Tax Analysis

For more information, please contact:

International Tax Services
National leader/Eastern China
Shanghai
Vicky Wang
Partner
Tel: +86 21 6141 1035
Email: vicwang@deloitte.com.cn

Northern China
Beijing
Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7638
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Southern China
Hong Kong
Sharon Lam
Partner
Tel: +852 2852 6536
Email: shalam@deloitte.com.hk

BEPS 行動計画 6：租税条約濫用の防止

概要

「税源浸食と利益移転」（“Base Erosion and Profit Shifting”、以下“BEPS”）プロジェクトの一環として、OECDは2014年3月14日に、BEPS行動計画6（「租税条約濫用の防止」）のディスカッションドラフトを公表した。BEPS行動計画6は、租税条約の濫用（特にトリートメントショッピング、租税条約の特典の濫用）を、BEPSを招く最も重要な要因の一つと指摘している。

当該ディスカッションドラフトは、OECD租税委員会またはその下部機関の総意を表すものではなく、利害関係者にコメントを求めるために実質的な提案を提示することを意図している。

提案

(A) OECDモデル租税条約および国内法の改定による特典の不当な享受の防止

特典制限条項：ディスカッションドラフトでは、米国が締結している多くの租税条約に見られる特典制限条項をベースとした租税条約の濫用防止条項をOECDモデル租税条約に導入することを提案している。当該条項は、関連国において十分な実態を持つ企業（および個人、非営利組織、年金基金、政府機関など）にのみ租税条約の特典を与えることを目的としている。当該条項は、締約国の居住者の法的性質、所有権の帰属および通常の活動に基づき運用される。ディスカッションドラフトでは、「派生的受益者」（“derivative benefits”）の規定を当該条項に含めるべきか否かについても触れている。これは、締約国が特典を付与するか否かを判断する際、中間事業体がないものとして、その出資者を見ることを認めるものである。

主要目的テスト：ディスカッションドラフトでは、特典制限条項のほか、主要目的テストを導入することを提案している。これは、租税条約の特典の享受を取決めもしくは取引の主たる目的の一つとする場合には、特典を与えないというものである。

租税条約上の居住者の判定：ディスカッションドラフトでは、現行のOECDモデル租税条約にある、二重居住者（国内法における取扱いの相違により、一つの事業体が両方の締約国において居住者と認定される可能性がある）に係るタイ・ブレーカールール（実質的な管理機構の所在地に基づき居住者を判定する）を削除し、代わりに両国の権限ある当局が、実質的な管理機構の所在地、事業体の登録地およびその他の関連の要因を参照して、協議により居住者を決定することを提案している。

最低持株期間：ポートフォリオ以外の配当に係る源泉税の低減税率の適用について、最低持株期間の条件を加えることを提案している。即ち、株主が配当に係る低減税率の適用を受けるためには、一定期間（配当の支払時点を含む）、株を保有することが必要となる。OECDは具体的な最低持株期間に関するコメントを求めた。

恒久的施設（PE）への支払に係る源泉税

ディスカッションドラフトでは、第三国の PE への支払に係る源泉税の免除を制限する条項の導入を提案している。具体的には、受領者の居住国と第三国（PE 所在国）の合算税率が、居住国における税率の 60%を下回る場合には、第三国の PE への支払に係る源泉税は免除の適用を受けることができない。

(B) 二重非課税は租税条約の意図するものではないことの明確化

脱税と租税回避（租税条約の濫用を含むが、それに限らない）の防止が租税条約の目的であることを明確にするため、OECD モデル租税条約のタイトルと序文を改訂する。各国が租税条約を締結する目的は、脱税と租税回避の機会を生むことなく、二重課税を回避することにある。OECD モデル租税条約のタイトルと序文の改訂は、租税条約の解釈とも関連する。

(C) 各国が租税条約を締結する前に考慮すべき租税政策上の考慮点

ディスカッションドラフトでは、OECD モデル租税条約において、各国が条約の締結、変更（または終了）などに関して考慮すべきキーポイントを提示することを提案している。クロスボーダーのサービス、貿易、投資に係る税務上の障害を減らすために、二重課税の回避がなお租税条約の主要な目的とされるが、その他の要因も考慮する必要がある。これには、国内法による二重課税回避の可能性、非課税リスクの増加、高い源泉税率による過大な税負担、確実性の向上、納税者のクロスボーダー紛争解決の能力、将来的な締結国との徴税上の協力及び情報交換の可能性などを含む。

スケジュールおよび今後の作業

BEPS プロジェクトのスケジュールは非常に厳しいことから、OECD は 2014 年 4 月 9 日までにコメントを提出するよう求めた。2014 年 9 月に予定されている最終提案の決定に向け、4 月 14 日、15 日にパリで公開討議が行われた。個別協議は非常に時間を要するため、最終提案の採用には多国間協定（行動計画 15 - 2015 年 12 月まで）の締結を待つ必要がある。

コメント

上記の提案に関わる問題の一つは、主要目的テストの実務運用における不確実性である。通常、主要目的テストを一貫した基準で運用することは難しい。この不確実性は、租税条約による特典の適用可能性を理解しようとする企業に、実務上の問題をもたらす可能性がある。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : keving@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

済南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center: “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国焯

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
シニアマネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

植木 拓磨
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : taueki@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

川島 智之
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1437
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkawashima@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

滝野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email : ssugihara@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び廈門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu , Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2014 德勤華永會計師事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)